

平成30年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況について

このことについて、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第25条に基づき、下記のとおり公表します。

記

1 本県の養介護施設従事者等（※）による高齢者虐待の状況

○養介護施設従事者等による高齢者虐待が認められた件数：8件

区 分		施設①	施設②	施設③	施設④
状況 虐待者の 心身の状況	性 別	男性（1人）	男性（1人）	女性（1人）	女性（1人）
	年 齢 階 級	85～89歳	90～94歳	90～94歳	70～74歳
	心身の状況	要介護2 認知症有り	要介護1 認知症有り	要介護4 認知症有り	要介護5 認知症有り
高齢者虐待の類型		身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待 心理的虐待
施設・事業所の 種 別 類 型		認知症対応型 共同生活介護	認知症対応型 共同生活介護	有料老人ホーム	認知症対応型 共同生活介護
虐待を行った 従事者等の職種		介護職員	介護職員	介護職員	介護職員
区 分		施設⑤	施設⑥	施設⑦	施設⑧
状況 虐待者の 心身の状況	性 別	女性（1人）	男性（1人）	女性（1人）	女性（1人）
	年 齢 階 級	80～84歳	80～84歳	95～99歳	75～79歳
	心身の状況	要介護3 認知症有り	要介護3 認知症有り	要介護2 認知症有り	要介護1 認知症有り
高齢者虐待の類型		心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待	心理的虐待
施設・事業所の 種 別 類 型		認知症対応型 共同生活介護	養護老人ホーム	有料老人ホーム	特別養護老人 ホーム
虐待を行った 従事者等の職種		介護職員	施設長	介護職員	介護職員

2 高齢者虐待に対して取った措置

- ・虐待防止法に基づく事実確認
- ・施設に対する指導又は改善計画の提出
- ・改善状況の確認

(参考)

※「養介護施設従事者等」とは

「養介護施設」（注1）又は「養介護事業」（注2）の業務に従事する者

(注1)「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域包括支援センター

(注2)「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業